

所 属 長 様

財政課長 木 寺 克 郎

(公印省略)

平成 2 9 年 度 9 月 補 正 予 算 見 積 書 の 提 出 に つ い て (通 知)

このことについて、9月定例市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成 2 9 年 7 月 7 日 (金) 正午まで

2. 提出部数 3 部 (ただし総務費は 2 部)

3. 留意事項

- (1) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化(国、県の制度や予算措置の状況)や施策としての取り組みに係るものとします。
- (2) 既存事業に係る補正(増額若しくは減額)要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
- (3) 起債を伴う事業は、**必ず事前に**財政課と協議してください。
- (4) 前年度決算による国県補助金等の精算がある場合は、原則として9月補正で要求を行ってください。
- (5) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
- (6) その他

①補正予算見積書のシステム入力は、補正予算編成支援に入力してください。

| | | | |
|--------------|----------|--------------|----------|
| 一般会計 | ⇒(第 4 号) | 公共下水道特別会計 | ⇒(第 2 号) |
| 国民健康保険特別会計 | ⇒(第 2 号) | 農業集落排水事業特別会計 | ⇒(第 1 号) |
| 介護保険特別会計 | ⇒(第 1 号) | 市営駐車場特別会計 | ⇒(第 1 号) |
| 立花台地開発事業特別会計 | ⇒(第 1 号) | 後期高齢者医療特別会計 | ⇒(第 2 号) |

②補正予算見積書の製本順は、6月補正予算見積書と同様に行ってください。

③集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。

④財政担当ヒアリング(予定) 平成 2 9 年 7 月 1 0 日 (月) ~